

(案)

第 五 次

羽村市防犯、交通安全及び 火災予防を推進する計画

計画期間

令和3年4月～令和6年3月

令和〇年〇月

羽 村 市

目 次

1	計画の基本的事項	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の対象範囲と長期総合計画との関連	1
	(3) 計画期間	3
	(4) 市、市民、事業者、土地等管理者の責務	4
2	計画の目標及び基本方針	5
	目 標	5
	基本方針	5
	【基本方針1】市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚	
	【基本方針2】地域における生活安全に関する取組みの拡大	
	【基本方針3】総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備	
3	推進計画	6
	(1) 計画の体系	6
	(2) 施策の展開	12
	【防犯対策編】	13
	【交通安全対策編】	22
	【火災予防対策編】	29
4	計画を推進するために	35
	(1) 推進会議の役割	35
	(2) 推進会議の組織	35
■	資料編 羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況	36
	1 犯罪の発生件数の推移	36
	2 交通事故の発生件数等の推移	40
	3 火災の発生件数の推移	43

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

「羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」は、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例 第7条」に基づき、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、生活の安全の確保に関する具体的な施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 計画の対象範囲と長期総合計画との関連

【計画の対象範囲】

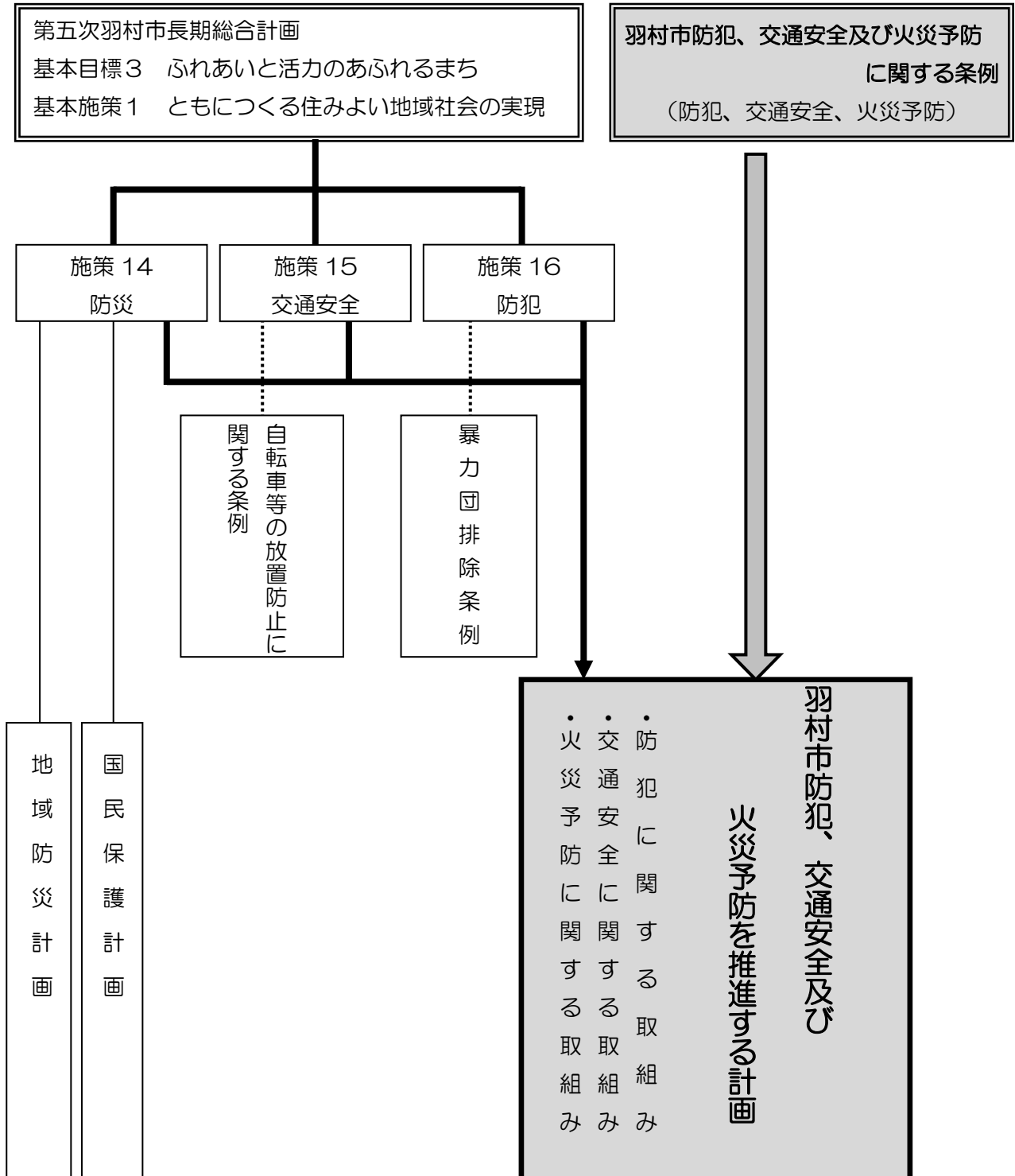
市民の安全に関し、既に市では、個別の計画として震災等の災害対策については「羽村市地域防災計画」、武力攻撃や大規模なテロ等への対策については「羽村市国民保護計画」が設けられています。また、交通安全対策では、交通を阻害する路上に放置された自転車及び原動機付自転車について、「羽村市自転車等の放置防止に関する条例」を定めています。

「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」は、これらの個別計画等と整合性を図りながら、防犯、交通安全及び火災予防の分野において、市民が安全で安心して暮らせるための環境整備にかかるガイドラインとして定めるものです。

本計画は、この条例に基づき定められるものであることから、その対象範囲は、防犯、交通安全及び火災予防の分野として位置付けます。

【計画の位置付け（長期総合計画等との関係）】

本計画は、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」第7条に基づき、防犯、交通安全及び火災予防の対象範囲において、策定する計画であると同時に、羽村市長期総合計画が目指す防災、交通安全、防犯の対策を確実なものとするものであり、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、生活の安全の確保に関する具体的な施策を総合的に推進する計画です。



(3) 計画期間

本計画の実効性を確保するためには、刻々と変わる社会情勢や、市内における犯罪・交通事故・火災等の状況の変化に対応した計画とする必要があることから、計画期間は3年間とし、3年ごとに計画内容の見直しを図ることとします。

なお、社会情勢に応じた軽微な変更については、随時変更することとします。

(4) 市、市民、事業者、土地等管理者の責務

羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例第1条では、市内における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぐため、市・市民・事業者及び土地等管理者が果たすべき責務を明らかにし、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を図ることを目的としています。

【市の責務（条例第3条）】

市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生活の安全を確保するための計画の策定、啓発活動、情報提供及び環境整備
- (2) 市民、事業者及び土地等管理者の活動に対する支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活の安全を確保するために必要と認める事項

2 市は、前項の施策を推進するため、関係行政機関及び関係団体等と連携を図るものとする。

【市民の責務（条例第4条）】

市民は、自らの生活の安全の確保に必要な措置を講じ、相互に協力して生活の安全を確保する活動を推進するよう努めるものとする。

【事業者の責務（条例第5条）】

事業者は、所有若しくは管理する施設又は事業活動に関し、生活の安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

【土地等管理者の責務（条例第6条）】

土地等管理者は、所有又は管理する土地等に関し、生活の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 計画の目標及び基本方針

羽村市が、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、この計画を推進するうえでの目標及び基本方針を次のように定めます。

目 標

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現

基本方針

1 市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、まず市民自らが生活の安全の確保についての意識を持つことが重要であることから、防犯、交通安全、火災予防といった生活安全に関する意識の高揚を図ります。

2 地域における生活安全に関する取組みの拡大

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域において団体や個人が連携・協力しながらパトロール、見守り活動等に取り組むことが重要であることから、地域における生活安全に関する取組みの拡大を図ります。

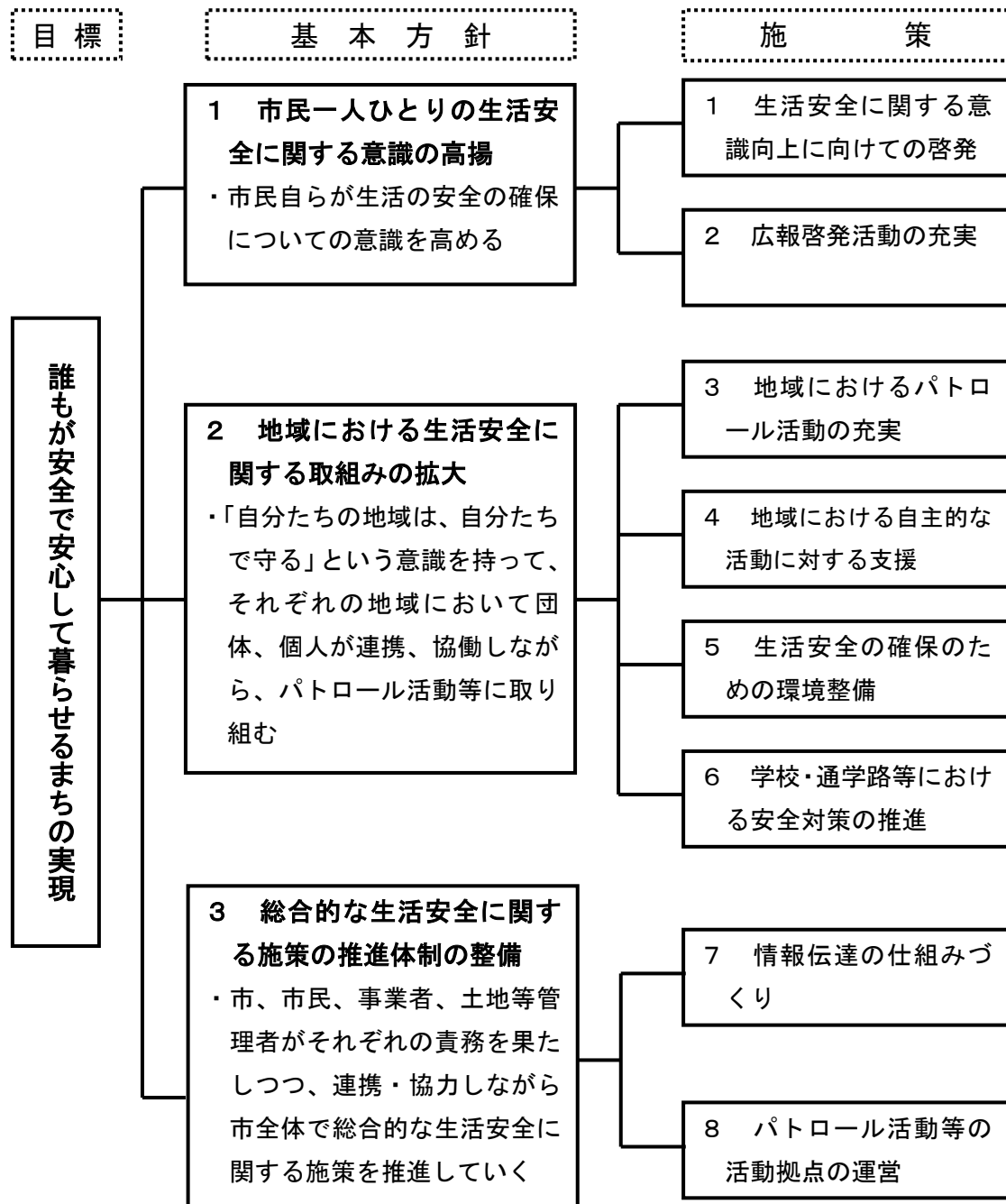
3 総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、市、市民、事業者、土地等管理者がそれぞれの責務を果たしつつ、連携・協力しながら市全体で総合的な生活安全に関する施策を推進していくことが重要であることから、その推進体制を整備していきます。

3 推進計画

(1) 計画の体系

推進計画の体系は次のとおりとします。



【基本方針 1】 市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚**【施策 1】 生活安全（防犯・交通安全・火災予防）に関する意識の向上に向けての啓発**

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、自らが生活の安全の確保についての意識を持つことが重要です。このためには、防犯、交通安全及び火災予防といった生活安全に関する知識の習得が必要であることから、市では関係機関と連携しながら、さまざまな機会をとらえて啓発活動に取り組みます。

【施策 2】 広報啓発活動の充実

防犯、交通安全、火災予防など生活の安全に関する情報をより多くの市民、事業者を提供し、それぞれの知識の習得及び意識の向上に向けての啓発を促進していくために、さまざまなメディアを使って、タイムリーな情報提供に努めます。

【基本方針 2】 地域における生活安全に関する取組みの拡大**【施策 3】 地域におけるパトロール活動の充実**

自分たちの地域は、自分たちで守るという意識の高まりが、平成 23 年 9 月に市民主体による NPO 法人の設立というひとつの成果となりました。今後も継続して、安全・安心のまちづくりの一翼を担う NPO 法人の活動を支援するとともに、連携を密にし、犯罪の抑止を図るため地域におけるパトロール活動を継続していきます。

このほかにも市内では、事業者等による防犯パトロール、各地域におけるパトロールや子どもの見守りなど、さまざまな自主的活動が行われています。市民、事業者それぞれが「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持ち、パトロールや子どもの見守り活動に取り組むことは、羽村市が「誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて必要不可欠であることから、市ではこうした活動の充実に取り組みます。

【施策 4】 地域における自主的な活動に対する支援

地域における自主的なパトロール活動の実施や犯罪等の抑止力の向上のために、市ではパトロール活動や犯罪等の抑止に取り組む団体に対して支援を行います。

【施策5】生活安全（防犯・交通安全・火災予防）の確保のための環境整備

市民等が犯罪・交通事故・火災の被害に遭わないようにする、あるいは被害を最小限に食い止めるためには、防犯、交通安全及び火災予防のための環境の整備が重要です。

市は、各施設や道路等について、こうした環境の整備に取り組むとともに、市民や事業者も自宅や事業所・施設について、犯罪・交通事故・火災による被害を防ぐための環境整備に取り組みます。

【施策6】学校・通学路等における安全対策の推進

児童・生徒が交通事故や犯罪被害に遭わないようにするため、学校・PTA、地域住民、警察署等の関係機関と連携し、学校や通学路等における安全対策を推進します。

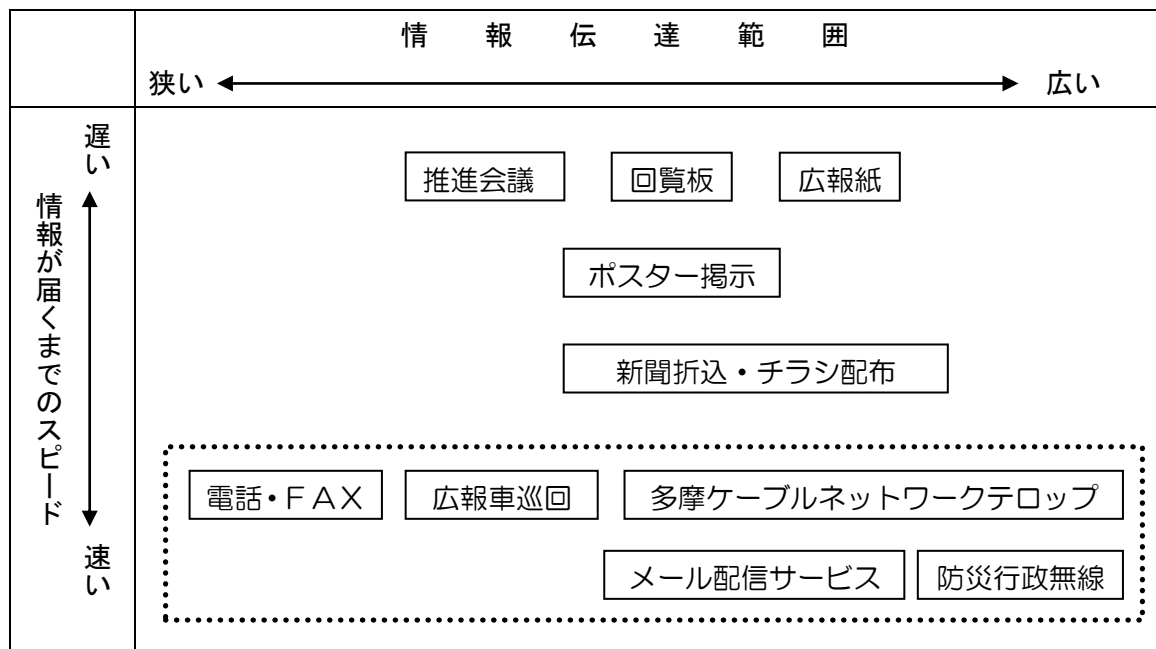
【基本方針3】総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備**【施策7】情報伝達の仕組みづくり**

この計画を市全体で一体的に推進していくためには、生活安全に関する情報を、市民、事業者、市や関係機関が共有することが必要であり、それぞれが活動するうえで必要な情報を、必要な場所に伝達する仕組みづくりが不可欠です。

生活安全に関する情報といっても、緊急性の高いものや低いもの、市内全域あるいは全市民に伝達するものや、限られた地域あるいは市民に伝達すれば良いものなど、様々です。これらの情報を収集・整理し、必要なところにタイムリーに伝達するためには、効率的で有効な手段を選択して使うことが大切であり、かつ社会の変化や技術革新による新しいメディアへの対応なども踏まえた、情報伝達の仕組みづくりが必要です。

●情報の種別と伝達方法

下の図は、情報伝達の範囲（狭い～広い）を横軸、情報が届くまでのスピード（遅い～速い）を縦軸として、情報の種別（緊急性が高いなど）により、有効な伝達方法を示したものです。



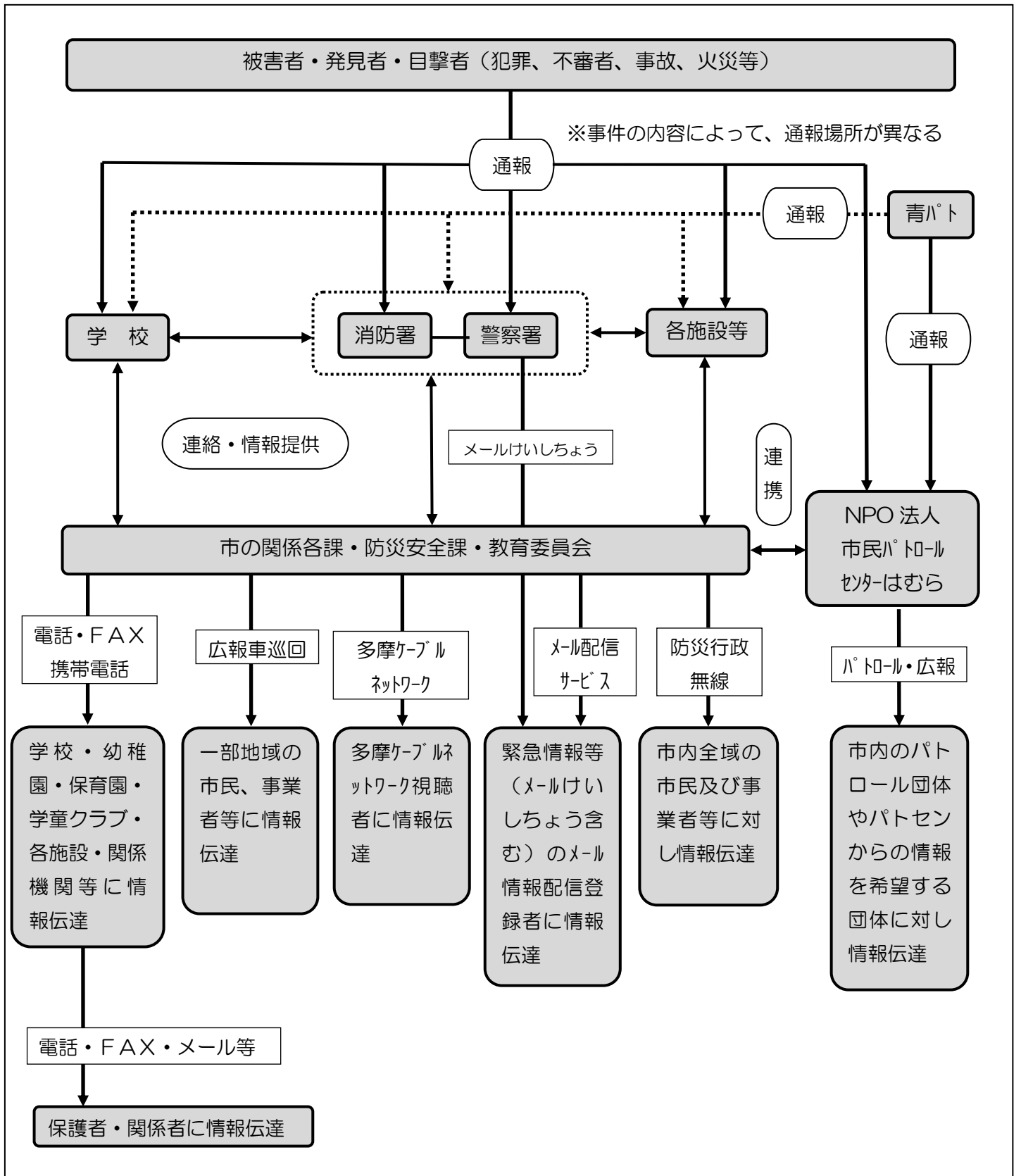
※内は緊急情報伝達手段として考えられるもの

また、総務省が公表している令和元年度版情報通信白書の主な情報通信機器の保有状況（世帯）をみると、平成30年の世帯における「モバイル端末全体」（95.7%）の内数である「スマートフォン」の保有率は79.2%で、「固定電話」の保有率は64.5%となっています。

市では、携帯電話へのメール配信サービスを行っており、令和2年3月末現在での登録者数は11,829人となっています。

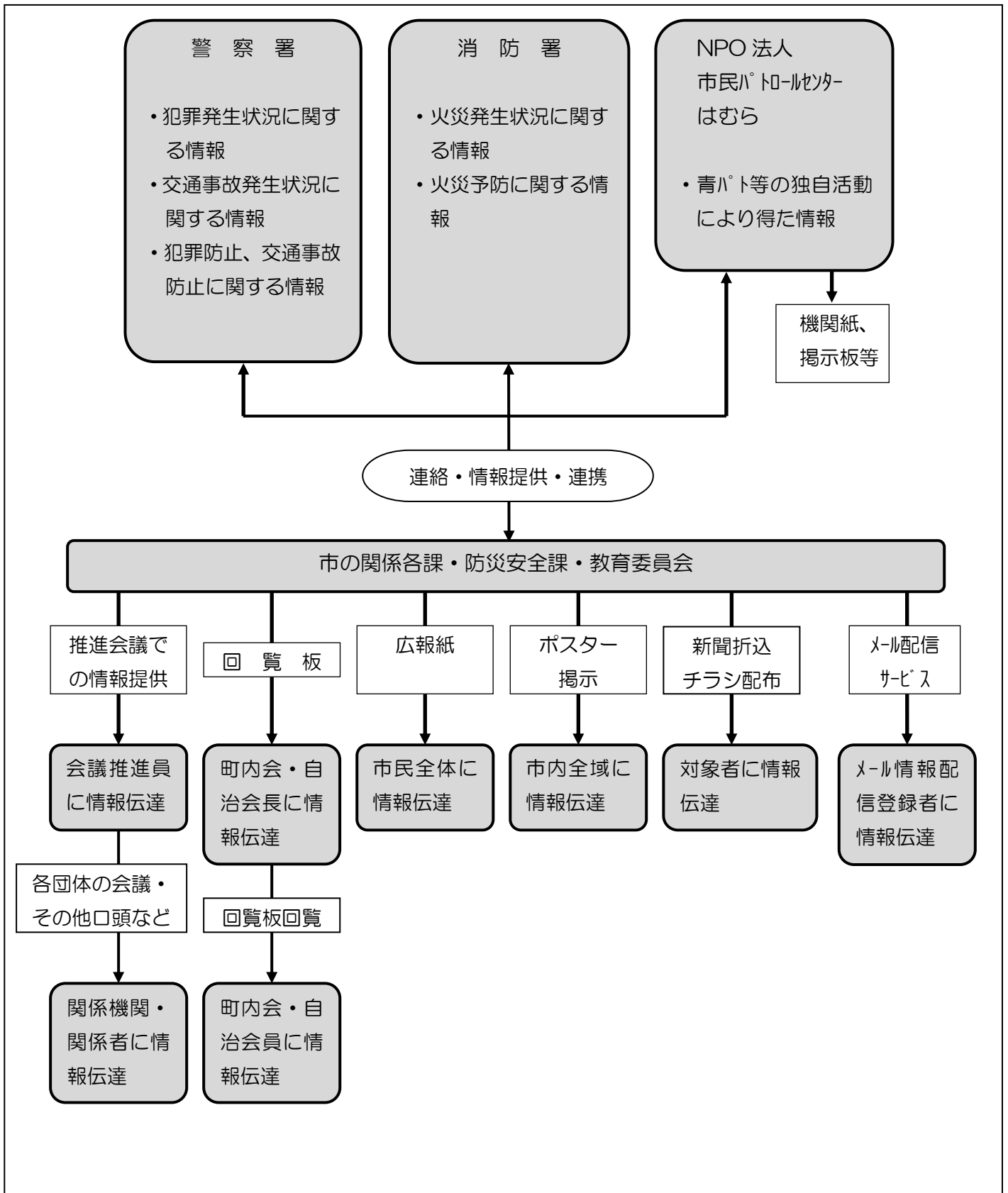
下の図は、緊急性が高い犯罪・不審者・事故・火災等の情報の伝達方法と一般情報の

●犯罪・不審者・事故・火災等の緊急情報の伝達方法



伝達方法を図に示しています。

●一般情報の伝達方法



【施策8】パトロール活動等の活動拠点の運営

地域におけるパトロール活動等を充実していくため、市内 2 か所でパトロールセンターが運営され、犯罪抑止等に向けてパトロール活動等に取り組む団体、市民等の活動の拠点として活用されています。

また、パトロールセンター以外にも、犯罪抑止に向けて、市民等の情報交換の場所や福生警察署との連携・協力が必要であることから、各地域への防犯連絡所の設置を推進します。

(2) 施策の展開

防犯、交通安全及び火災予防の分野ごとに、防犯対策編、交通安全対策編、火災予防対策編に分類し、本市における現状と課題を分析、課題を解決するため基本方針 1 から 3 に基づく施策 1 から 8 を、A 市の取組み、B 市民又は市民等の取組み、C 事業者の取組み、D 土地等管理者の取組みに分け、それぞれの責務に応じた施策を展開することにより、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を目指していきます。

【 防 犯 対 策 編 】

羽村市における犯罪の発生状況と防止に関する現状と課題

【犯罪の発生状況】

平成 15 年から令和元年の市内における犯罪発生件数をみると、平成 16 年の 1,258 件をピークに年々減少し、令和元年の犯罪件数は 362 件となっています。

これを主な犯罪である侵入窃盗（空巢、出店荒らし、事務所荒らし等）と非侵入窃盗（自転車盗、車上ねらい、ひったくり等）ごとに見てみると、平成 15 年から令和元年の侵入窃盗の発生件数の累計で、一番割合の高いものは空巢によるもので、全体の半数以上となっており、次に、出店荒らし、事務所荒らし、忍び込みが続いています。次に、平成 15 年から令和元年の非侵入窃盗の発生件数の累計で、一番割合の高いものは自転車盗によるもので、全体の半数以上となっており、次に車上ねらい、万引き、オートバイ盗が続いています。

市内の犯罪の特徴として、他の自治体よりも自転車盗が多く発生し、さらに高齢者を狙った特殊詐欺による被害が発生しています。自転車盗については、令和元年の福生警察署管内の総数は 384 件で、内訳は福生市 127 件、羽村市 135 件、あきる野市 87 件、瑞穂町 35 件となっています。特殊詐欺による被害総額は、平成 28 年をピークに被害金額は減少したものの、認知件数は増加傾向にあります。令和元年の認知件数は 13 件、被害金額は 1,387 万円となっています。

【犯罪防止に関する現状と課題】

現在、犯罪防止策として市民生活安全パトロールをはじめ、市内各所において地域住民や事業者等の方々が、パトロールや見守りなどの活動を実施するとともに、駅周辺や通学路等に防犯カメラを設置し、街頭における犯罪の抑止に努めています。市民生活安全パトロールや地域住民や事業者等による「地域の目」は、身近な犯罪の防止に大変効果的です。

一方で、特殊詐欺等の詐欺犯罪を防止することは、パトロールや見守り活動のみでは困難であることから、自動通話録音機の貸与や防犯キャンペーン等による啓発活動、市内の全高齢者世帯へ訪問し、直接本人に特殊詐欺等の説明を行うとともに、金融機関等と連携し、特殊詐欺による被害を未然に防ぐ対策を講じています。今後は、巧妙化する新たな手口にどう対応していくかが課題となっています。

また、市内における自転車盗が、福生警察署管内の他の自治体に比べ、発生件数が多くなっています。その要因として、市営自転車等駐車場について、誰もが気軽に長時間

駐車できることによって、自転車が狙われることがあげられます。さらに、自転車を駐車する際に、無施錠で自転車を駐車している方も多いことから、啓発活動が必要となっています。一般住宅や集合住宅については、監視体制が手薄な駐輪場での自転車盗が発生していることもあげられます。

このほか、薬物の乱用に対する危険性の認識の向上についての対策やインターネット等の情報通信ネットワークを使ったサイバー犯罪への対策も必要となっています。

課題解決のための各施策

【施策1】生活安全（防犯）に関する意識向上に向けての啓発

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
防犯意識の向上に向けて啓発活動の実施	○福生警察署等の関係機関と連携・協力しながら、市のイベントや防犯キャンペーンにおいて、犯罪防止と犯罪被害に遭わないための啓発活動に取り組みます。 ○「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、関係機関と連携し、年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間等を通じて、防犯に関する意識の向上に取り組みます。	防災安全課
防犯に関する講習会等の開催	○福生警察署等の関係機関や市民等と連携・協力しながら、防犯対策に関する情報を提供するため、防犯講習会等を開催します。	防災安全課
声かけ・あいさつ運動の推進	○見知らぬ人や挙動不審者に対し、パトロール活動等で声かけ・あいさつ運動を推進し、「地域の目」による防犯に取り組みます。	防災安全課

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
防犯に関する知識の習得	○市民は、自らの安全の確保のため、防犯に関する必要な知識の習得に努めます。
広報媒体の活用とイベント等への参加	○市及び官公庁が発信する情報を極力活用し、防犯に関するイベント等へ積極的に参加します。
防犯に関する意識の向上	○「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、パトロール活動等を通じて、防犯に関する意識の向上に努めます。

声かけ・あいさつ運動の推進	○見知らぬ人や挙動不審者に対し、町内会・自治会の見守り活動等で声かけやあいさつを行い、犯罪の抑止に努めます。
---------------	--

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
防犯に関する知識の習得	○自らの事業活動及び所有または管理する施設の安全確保のため、防犯に関する必要な知識の習得に努めます。
防犯に関する意識の向上	○「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、防犯に関する教育等を実施し、従業員の意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	○見知らぬ人や挙動不審者に対し、個々の業務を通じて、声かけやあいさつを行い、犯罪の抑止に努めます。

【施策2】広報啓発活動の充実

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
広報啓発活動の充実	○市民、事業者及び関係機関と連携しながら、防犯に関する知識の普及、啓発のため、広報はむら、市公式サイト、テレビはむらをはじめ、ポスター掲示、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布等、さまざまな媒体を活用して広報啓発活動の充実に取り組みます。	防災安全課
緊急の場合の情報提供	○防犯に関する情報のなかで、緊急を要する情報については、防災行政無線、メール配信サービス等を活用し、タイムリーな情報提供に努めます。	防災安全課 広報広聴課 子育て支援課 学校教育課 小・中学校
薬物乱用に対する啓発活動	○広報はむら、市公式サイト等をはじめ、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布等、さまざまな媒体を活用し、薬物乱用に対する危険性について、認識してもらうよう周知していきます。	健康課 防災安全課
サイバー犯罪に対する啓発活動	○福生警察署等の関係機関と連携・協力しながら、広報はむら、市公式サイト等をはじめとする、さまざまな媒体を活用し、サイバー犯罪対策について、周知していきます。	防災安全課

【施策3】地域におけるパトロール活動の充実**A 市の取組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
NPO 法人市民パトロールセンターはむらへの活動支援	○安全・安心のまちづくりを担う、市民主体で設立されたNPO法人市民パトロールセンターはむらの活動を支援していきます。	防災安全課
市民生活安全パトロールの継続	○NPO法人市民パトロールセンターはむらへ市内全域のパトロールを委託し、引き続き侵入盗犯や街頭犯罪の防止に取り組みます。	防災安全課
パトロール活動の支援	○防犯等関係団体連絡会や年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間等を通じて、各関係機関及び市民主体による各団体と協力・連携し、犯罪の抑止に向けて、パトロール活動を支援していきます。	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールの実施	○徒歩や自転車、犬の散歩時におけるパトロール及び青色回転灯を装着したパトロールカーによる市内全域のパトロールを実施するとともに、他の団体や関係機関等と連携の強化を図りながら、侵入盗犯や街頭犯罪の防止に取り組みます。
地域のパトロールや学校、通学路における子どもの見守りの実施	○「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域の自主的なパトロール活動や、学校・通学路における子どもの見守り活動等に取り組みます。
市や関係機関等の活動への参加・協力	○市や関係機関、地域の団体等が行っているパトロール活動や子どもの見守り活動等への参加・協力を努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
所有車両を使った防犯パトロール活動の実施	○市内の事業者は、所有する車両に「市民生活安全パトロール実施中」等のマグネットシートを装着し、個々の業務を通じて地域のパトロール活動に取り組みます。(市内金融機関・商工会加盟事業者等)

地域のパトロール活動等への協力	○事業者は、市、関係機関、各種団体等が行う地域のパトロールや子どもの見守り活動への参加・協力を努めます。
-----------------	--

【施策4】地域における自主的な活動に対する支援

A 市の取組み

具体的な取組み	取組みの内容	担当課
地域におけるパトロール活動の支援	○各地域においてパトロールや子どもの見守りなどの活動に取り組む市民や各種団体に対し、パトロール活動に必要な物品の貸与（ベスト等）や情報提供を行い、防犯活動を支援します。	防災安全課 学校教育課
街頭における防犯カメラ設置の支援	○犯罪等の抑止に向けて、各商店街等が設置する防犯カメラの機器等について、情報提供に努めます。	防災安全課

【施策5】生活安全（防犯）の確保のための環境整備

A 市の取組み

具体的な取組み	取組みの内容	担当課
市の施設の安全確保	○市の施設が、侵入盗犯等の犯罪に遭わないようにするため、施設の安全確保及び施設周辺の環境整備に取り組めます。	各課
特殊詐欺対策の充実	○特殊詐欺等による受電対策として、自動通話録音機の貸与を行い、特殊詐欺やアポ電強盗の被害未然防止に努めます。	防災安全課
街頭防犯対策の充実	○駅周辺等に街頭防犯カメラを設置することで、犯罪等の抑止に努めます。	防災安全課
「メールけいしちょう ^{*1} 」の情報提供	○警視庁でメール配信している「メールけいしちょう」について、広報媒体を活用し、情報提供に努めます。	防災安全課
自転車駐車場の環境整備の充実	○安全で安心して利用できる自転車駐車場の実現に向け、環境整備の充実に努めます。	防災安全課
自転車盗難対策の充実	○自転車盗難対策として、鍵の二重ロックを推奨し、盗難を未然に防ぐために、広報媒体を活用し、周知を図ります。	防災安全課
空き家対策の実施	○各関係機関と協力・連携し、空き家対策を実施し、犯罪の抑止に努めます。	都市計画課

駅周辺等の防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○福生警察署に対して、犯罪の防止、客引きの取り締まり強化を要請していきます。 ○各防犯等関係団体と協力・連携し、駅周辺における防犯に向けたパトロールを実施します。 	防災安全課
--------------	--	-------

※1 「メールけいしちょう」とは、防犯、交通安全等の情報を配信するメール配信サービスです。

B 市民の取組み

具体的な取組み	取組みの内容
自宅（地域）の安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○道路等に面した自宅等の生垣等について、適切な管理に努めます。 ○侵入盗犯等の犯罪被害に遭わないようにするため、自宅（地域）の防犯対策及び地域と自宅周辺の環境整備に努めます。 ○補助錠やセンサーライトの取り付けなど、住宅の防犯対策に努めます。 ○門灯・玄関灯の夜間点灯を行い、犯罪の抑止に努めます。
自転車盗難対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車盗難対策として、自ら盗難を未然に防ぐために鍵の二重ロックに努めます。
空き家対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での空き家状況について、行政等への情報提供に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取組みの内容
事業所・施設の安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○侵入盗犯等の犯罪の被害に遭わないようにするため、事業所や施設の防犯対策及びその周辺の環境整備に努めます。 ○補助錠やセンサーライトの取り付けなど、事業所の防犯対策に努めます。 ○屋外照明灯等を設置し、犯罪の抑止に努めます。
自転車盗難対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車盗難対策として、従業員が盗難を未然に防ぐために鍵の二重ロックに努めます。また、来客者には、鍵の二重ロックに努めるよう呼びかけます。
空き家対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家対策について、市と連携し、情報の共有化に努めます。
緊急駆け込み場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の救済に対して、緊急駆け込み場所として、事業所を提供します。

D 土地等管理者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
所有または管理する土地等の安全対策の実施	<p>○所有または管理する土地、建物その他の工作物について、犯罪に遭わないようにするため、防犯対策を講じるとともに、周辺的安全確保のための環境整備に努めます。</p> <p>○所有する建物等を他人に提供する際、契約時に、その相手方に危険薬物の販売等及び特殊詐欺の実用に供さない旨を書面等で契約するよう努めます。</p> <p>また、業としての危険薬物の販売等の実用及び特殊詐欺の実用に供された場合は、契約を解除する旨を定め、解除・明け渡しを申し入れるよう努めます。</p>

【施策6】学校・通学路等における安全対策の推進

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
学校における防犯対策の強化	○福生警察署や関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織等と連携するとともに、各学校において、セーフティ教室等を実施し、犯罪被害の未然防止や事件発生時に迅速かつ的確に対応します。	学校教育課 小・中学校
通学路等の防犯対策の実施	<p>○福生警察署や子供見守り活動団体等の関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織などと連携し、通学路、公園及び学校周辺のパトロール、子どもの見守りなどを実施するとともに、「子どもかけ込み110番」等の取組みを支援するなど、通学路等における子どもたちの安全を確保します。</p> <p>○通学路に防犯カメラを設置し、子供たちの見守り活動を補完します。</p> <p>○通学路の設定、変更する際は、所轄の警察署の意見を聴取します。</p>	学校教育課 小・中学校

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
通学路等の安全対策への協力	<p>○学校周辺のパトロールや地域における子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、通学路等における安全の確保に努めます。</p> <p>○夕暮れが早くなる時期は、玄関灯を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、犯罪抑止に努めます。</p>

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
通学路等の安全対策への協力	<p>○事業活動を通じて、学校周辺のパトロールや地域における子どもの見守り活動への協力を努めます。</p> <p>○夕暮れが早くなる時期は、屋外照明等を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、犯罪抑止に努めます。</p>

【施策7】情報伝達の仕組みづくり

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
情報伝達の仕組みづくり	<p>○福生警察署等の関係機関と連携・協力し、地域での防犯に関する活動に取り組む市民、事業者、各種団体等に対し、的確な情報提供ができるよう取り組みます。</p> <p>○社会状況の変化に合わせて情報伝達の仕組みを定期的に見直します。</p> <p>○NPO法人市民パトロールセンターはむらとの連携及び情報の共有により、より広く情報提供ができる仕組みをつくります。</p>	防災安全課
緊急情報伝達マニュアルの作成	<p>○緊急情報については、情報の取扱いに慎重かつ正確な対応が求められることから、緊急情報の取扱い及び伝達についてのマニュアルの作成に取り組みます。</p>	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO法人市民パトロールセンターはむらを拠点とした情報の収集・発信	<p>○NPO法人市民パトロールセンターはむらが独自に収集した情報については、市や関係機関と連携して、可能な範囲内で発信していきます。</p> <p>○NPO法人市民パトロールセンターはむら等で独自に収集した情報を、情報の交換を希望する団体に対し伝えます。</p>
メール配信サービスへの登録の実施	<p>○警視庁が行っているメール配信サービス「メールけいしちょう」や市が行っているメール配信サービスに登録し、防犯等の情報の収集に努めます。</p>

【施策8】パトロール活動等の活動拠点の運営**A 市の取組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
パトロールセンターを拠点とした情報交換の場の推進	○防犯活動の拠点となるパトロールセンター（市内2か所）を活用し、市民の情報交換の場として推進します。	防災安全課
防犯連絡所の設置を推進	○市内に防犯活動の拠点となる防犯連絡所の設置を推進します。	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールセンターの運営	○市内2か所にあるパトロールセンターを運営し、市が行ってきた防犯活動の一部を、NPO 法人市民パトロールセンターはむらが担うとともに、リーダーシップを発揮し防犯活動の拠点として、パトロール活動等に取り組む団体、市民等と連携し、運営の強化に努めます。

【 交 通 安 全 対 策 編 】

羽村市における交通事故の発生状況と防止に関する現状と課題

【交通事故の発生状況】

平成 15 年から令和元年の市内における交通人身事故の年間発生の件数をみると、平成 15 年の 439 件をピークに、年々減少傾向となっており、平成 29 年は 143 件、平成 30 年は 142 件、令和元年は 126 件となっています。

また、平成 15 年から令和元年の市内における交通人身事故による死傷者数の推移についても、発生件数と同様の推移を示しており、平成 15 年の 580 人をピークに、年々減少傾向となっており、平成 29 年が 155 人、平成 30 年は 153 人、令和元年は 136 人となっています。

【交通事故防止に関する現状と課題】

市内の交通事故件数、負傷者数は減少傾向にある一方で、子どもと高齢者の安全確保、高齢運転者や自転車の交通事故防止が課題となっています。

高齢者の交通事故死者数は、年齢層別では最も多くなっており、全死者数の約 4 割を占め、そのうち約 5 割は歩行中です。市内の高齢者が当事者となった交通事故の発生件数は、平成 15 年から令和元年まで、概ね 40 件から 90 件の間を増減しながら推移しており、平成 29 年は 53 件、平成 30 年は 63 件、令和元年は 48 件となっています。

高齢者の交通事故の主な要因として、信号無視、横断歩道以外での横断、交通ルールを無視した運転等があげられます。また、子どもの事故については、歩行中が最も多く、小学校 1 年生の歩行中の死者・重傷者数は 6 年生の約 3.6 倍となっています。

春秋の全国交通安全運動や T O K Y O 交通安全キャンペーン等においても、子どもと高齢者の事故防止が重点目標に掲げられています。市でも交通安全推進委員会及び福生警察署等の関係機関と連携しながら、こうしたキャンペーン等を通じて、子どもと高齢者の事故防止にむけた啓発活動を一層推進していく必要があります。

また、自転車事故に関しては、交通ルールを無視した危険な運転やマナーの悪化が大きな要因として考えられます。自転車利用のルール、マナーは子どものうちから身に付けることが大切であることから、市では、小・中学校において自転車の安全な乗り方を含めた交通安全教室を実施しており、一般の方も見学が可能であることから、高齢者の交通安全意識の高揚に向けて、高齢者の参加を呼びかけています。

今後もこれらを継続するとともに、自転車利用者のルールの遵守とマナーの向上をどのように推進していくかが、課題となっています。

課題解決のための各施策

【施策1】生活安全（交通安全）に関する意識向上に向けての啓発

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
交通安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○福生警察署等の関係機関と連携・協力しながら、各種講習会や児童・生徒を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全に関する知識の普及に努めます。 ○自転車事故防止のために、自転車運転のルールへの遵守とマナーの向上や、自転車安全教室（自転車運転免許制度）の充実に努めます。 ○高齢者の交通事故防止策として、高齢者向けの交通安全講習会を実施します。 ○高校生を対象とした交通安全講習会を実施します。 	防災安全課 学校教育課 小・中学校
交通安全に関する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、関係機関と連携し、年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間等を通じて、交通安全に関する意識の向上に取り組みます。 	防災安全課
声かけ・あいさつ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全推進委員会と連携・協力し、立哨時等に児童・生徒や高齢者等に対し、声かけやあいさつを行い、交通事故の防止に取り組みます。 	防災安全課

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
交通安全に関する知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、自らの安全の確保のため、交通安全に関する必要な知識の習得に努めます。
広報媒体の活用とイベント等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ○市及び官公庁が発信する情報を極力活用し、交通安全に関するイベント等へ積極的に参加します。
交通安全に関する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、パトロール活動等を通じて、交通安全に関する意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒や高齢者等に対し、町内会・自治会の見守り活動等で声かけやあいさつを行い、交通事故の防止に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
交通安全に関する知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの事業活動及び所有または管理する施設の安全確保のため、交通安全に関する必要な知識の習得に努めます。

交通安全に関する意識の向上	○「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、交通安全に関する教育等を実施し、従業員の意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	○児童・生徒や高齢者等に対し、個々の業務を通じて、声かけやあいさつを行い、交通事故の防止に努めます。

【施策2】 広報啓発活動の充実

A 市の取組み

具体的な取組み	取組みの内容	担当課
広報啓発活動の充実	○市民、事業者及び関係機関と連携しながら、交通安全に関する知識の普及、啓発のため、広報はむら、市公式サイト、テレビはむらをはじめ、ポスター掲示、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布等、さまざまな媒体を活用して広報啓発活動の充実に取り組みます。	防災安全課
緊急の場合の情報提供	○交通安全に関する情報のなかで、緊急を要する情報については、防災行政無線、メール配信サービス等を活用し、タイムリーな情報提供に努めます。	防災安全課 広報広聴課 子育て支援課 学校教育課 小・中学校

【施策3】 地域におけるパトロール活動の充実

A 市の取組み

具体的な取組み	取組みの内容	担当課
NPO 法人市民パトロールセンターはむらへの活動支援	○安全・安心のまちづくりを担う、市民主体で設立されたNPO法人市民パトロールセンターはむらの活動を支援していきます。	防災安全課
市民生活安全パトロールの継続	○NPO 法人市民パトロールセンターはむらへ市内全域のパトロールを委託し、引き続き交通事故の防止に取り組みます。	防災安全課
パトロール活動の支援	○年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間等を通じて、各関係機関及び市民主体による各団体と協力・連携し、交通事故の防止に向けて、パトロール活動を支援していきます。	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールの実施	○徒歩や自転車、犬の散歩時におけるパトロール及び青色回転灯を装着したパトロールカーによる市内全域のパトロールを実施するとともに、他の団体や関係機関等と連携の強化を図りながら、交通事故の防止に取り組みます。
地域のパトロールや学校、通学路における子どもの見守りの実施	○「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域の自主的なパトロール活動や、学校・通学路における子どもの見守り活動等に取り組みます。
市や関係機関等の活動への参加・協力	○市や関係機関、地域の団体等が行っているパトロール活動や子どもの見守り活動等への参加・協力を努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
地域のパトロール活動等への協力	○事業者は、市、関係機関、各種団体等が行う地域のパトロールや子どもの見守り活動への参加・協力を努めます。

【施策4】地域における自主的な活動に対する支援**A 市の取組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
地域におけるパトロール活動の支援	○各地域においてパトロールや子どもの見守りなどの活動に取り組む市民や各種団体に対し、パトロール活動に必要な物品の貸与（ベスト等）や情報提供を行い、交通安全活動を支援します。	防災安全課 学校教育課

【施策5】生活安全（交通安全）の確保のための環境整備**A 市の取組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
交通安全施設等の充実	○関係団体等と連携を図りながら、交通事故防止につながる、区画線・街路灯（LED化）・カーブミラー・信号機・カラー舗装・自発光式交差点鎮等の交通安全施設の点検を行い、充実を図ります。 ○自転車通行環境の整備に取り組みます。	土 木 課

交通取締り強化の要請	○福生警察署に対して、交通事故の原因となる路上違法駐車やスピード違反、飲酒運転の取締り強化を要請していきます。	防災安全課
「メールけいしちょう ^{※1} 」の情報提供	○警視庁でメール配信している「メールけいしちょう」について、広報媒体を活用し、情報提供に努めます。	防災安全課
自転車駐車場の環境整備の充実	○安全で安心して利用できる自転車駐車場の実現に向け、環境整備の充実に努めます。	防災安全課
駅周辺等の交通安全対策の実施	○福生警察署に対して、駐車違反等の取り締まり強化を要請していきます。 ○各関係団体と協力・連携し、駅周辺における交通安全に向けたパトロールを実施します。	防災安全課
自転車保険等の加入促進	○東京都条例一部改正による加入義務化に伴い、自転車事故に対応する保険等への加入促進に努めます。	防災安全課 学校教育課 小・中学校
自転車ヘルメットの着用促進	○自転車事故の安全確保に向けて、自転車利用者へのヘルメットの着用促進に努めます。	防災安全課 学校教育課 小・中学校

※1 「メールけいしちょう」とは、防犯、交通安全等の情報を配信するメール配信サービスです。

B 市民の取組み

具体的な取組み	取組みの内容
自宅（地域）の安全対策の実施	○交通事故に遭わないようにするため、自宅（地域）の交通安全対策及び地域と自宅周辺の環境整備に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取組みの内容
緊急駆け込み場所の提供	○被害者の救済に対して、緊急駆け込み場所として、事業所を提供します。

【施策6】学校・通学路等における安全対策の推進**A 市の取組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
通学路等の交通安全対策の実施	○福生警察署や関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織等と連携し、通学路や学校周辺のパトロールや子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、子どもたちの通学路等における交通事故防止に取り組みます。また、交通安全推進委員による立哨・交通指導等を通じて、通学路における交通事故防止活動を行います。	学校教育課 小・中学校 防災安全課

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
通学路等の安全対策への協力	○学校周辺のパトロールや地域における子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、通学路等における安全の確保に努めます。 ○夕暮れが早くなる時期は、玄関灯を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、交通事故防止に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
通学路等の安全対策への協力	○事業活動を通じて、学校周辺のパトロールや地域における子どもの見守り活動への協力を努めます。 ○夕暮れが早くなる時期は、屋外照明等を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、交通事故防止に努めます。

【施策7】情報伝達の仕組みづくり**A 市の取組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
情報伝達の仕組みづくり	○福生警察署等の関係機関と連携・協力し、地域での交通安全に関する活動に取り組む市民、事業者、各種団体等に対し、的確な情報提供ができるよう取り組みます。 ○社会状況の変化に合わせて情報伝達の仕組みを定期的に見直します。 ○NPO法人市民パトロールセンターはむらとの連携及び情報の共有により、より広く情報提供ができる仕組みをつくります。	防災安全課

緊急情報伝達マニュアルの作成	○緊急情報については、情報の取扱いに慎重かつ正確な対応が求められることから、緊急情報の取扱い及び伝達についてのマニュアルの作成に取り組みます。	防災安全課
----------------	---	-------

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらを拠点とした情報の収集・発信	○NPO 法人市民パトロールセンターはむらが独自に収集した情報については、市や関係機関と連携して、可能な範囲内で発信していきます。 ○NPO 法人市民パトロールセンターはむら等で独自に収集した情報を、情報の交換を希望する団体に対し伝えます。
メール配信サービスへの登録の実施	○警視庁が行っているメール配信サービス「メールけいしちょう」や市が行っているメール配信サービスに登録し、交通安全等の情報の収集に努めます。

【施策 8】パトロール活動等の活動拠点の運営

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
パトロールセンターを拠点とした情報交換の場の推進	○防犯活動の拠点となるパトロールセンター（市内2か所）を活用し、市民の情報交換の場として推進します。	防災安全課
防犯連絡所の設置を推進	○市内に防犯活動の拠点となる防犯連絡所の設置を推進します。	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールセンターの運営	○市内2か所にあるパトロールセンターを運営し、市が行ってきた防犯活動の一部を、NPO 法人市民パトロールセンターはむらが担うとともに、リーダーシップを発揮し交通活動の拠点として、パトロール活動等に取り組む団体、市民等と連携し、運営の強化に努めます。

【 火 災 予 防 対 策 編 】

火災の発生状況と防止に関する現状と課題

【火災の発生状況】

平成 15 年から令和元年の市内における火災発生件数をみると、平成 27 年度まで年間概ね 20 件から 40 件の火災が発生していましたが、平成 28 年以降は減少に転じ、年間 20 件以下に減り、令和元年は年間 17 件となっています。

市内における火災原因別発生件数については、放火（疑いも含む。）によるものが最も多く、平成 15 年から令和元年の間で 159 件となっており、全体の 38%を占めています。次に、電気関係のトラブルによる火災が 82 件（19%）、ガス器具による火災が 47 件（11%）となっています。

【火災予防に関する現状と課題】

平成 15 年からの累計では、火災の原因別発生件数の約 40%が、放火（疑いを含む）によるものであり、大きな問題と捉えています。放火については、市民安全パトロールをはじめ、市内各所において地域住民や事業者等の方々を実施するパトロールによる「地域の目」が、放火の抑止や初期消火へつながっているといえます。平成 25 年度には、市、福生消防署、NPO 法人市民パトロールセンターはむらの三者による「羽村市民の火災予防活動の向上に関する協働宣言」を行いました。

また、市の特徴として工場が集中している地域があり、工場火災が発生すると大規模な火災につながる可能性があるため、福生消防署と連携し、事業者の意識の向上と火災予防を推進しています。そして、福生消防署や羽村市消防団をはじめ、地域住民や事業者等の方々の取組みにより、平成 29 年 10 月 21 日には「火災による死者ゼロ 4,000 日」を記録しました。これは、現在も更新を続けています。

今後も、火災予防のための啓発活動や地域ぐるみで放火されない環境づくりを推進するとともに、パトロール活動に一層力を入れていくことが課題となっています。

課題解決のための各施策

【施策 1】生活安全（火災予防）に関する意識向上に向けての啓発

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
火災予防のための警戒・啓発活動	○福生消防署等の関係機関と連携・協力しながら、消防団による火災予防のための警戒・啓発活動をはじめ	防災安全課

の実施	め、市のイベント時における広報活動等を通じて、市民等の火災予防のための知識の普及と意識の向上に向けての啓発に取り組みます。	
生活安全に関する意識の向上	○「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、関係機関と連携し、年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間等を通じて、火災予防に関する意識の向上に取り組みます。	防災安全課
声かけ・あいさつ運動の推進	○パトロール活動等で声かけ・あいさつ運動を推進し、放火等の火災予防に取り組みます。	防災安全課

B 市民の取り組み

具体的な取り組み	取 組 み の 内 容
火災予防に関する知識の習得	○市民は、自らの安全の確保のため、火災予防に関する必要な知識の習得に努めます。
広報媒体の活用とイベント等への参加	○市及び官公庁が発信する情報を極力活用し、火災予防に関するイベント等へ積極的に参加します。
火災予防に関する意識の向上	○「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、パトロール活動等を通じて、火災予防に関する意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	○町内会・自治会のパトロール活動等で声かけやあいさつを行い、放火等の火災予防に努めます。

C 事業者の取り組み

具体的な取り組み	取 組 み の 内 容
火災予防に関する知識の習得	○自らの事業活動及び所有または管理する施設の安全確保のため、火災予防に関する必要な知識の習得に努めます。
火災予防に関する意識の向上	○「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、火災予防に関する教育等を実施し、従業員の意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	○個々の業務を通じて、声かけやあいさつを行い、放火等の火災予防に努めます。

【施策2】 広報啓発活動の充実**A 市の取組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
広報啓発活動の充実	○市民、事業者及び関係機関と連携しながら、火災予防に関する知識の普及、啓発のため、広報はむら、市公式サイト、テレビはむらをはじめ、ポスター掲示、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布等、さまざまな媒体を活用して広報啓発活動の充実に取り組みます。	防災安全課
緊急の場合の情報提供	○火災予防に関する情報のなかで、緊急を要する情報については、防災行政無線、メール配信サービス等を活用し、タイムリーな情報提供に努めます。	防災安全課 広報広聴課 子育て支援課 学校教育課 小・中学校

【施策3】 地域におけるパトロール活動の充実**A 市の取組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
NPO 法人市民パトロールセンターはむらへの活動支援	○安全・安心のまちづくりを担う、市民主体で設立されたNPO法人市民パトロールセンターはむらの活動を支援していきます。	防災安全課
市民生活安全パトロールの継続	○NPO 法人市民パトロールセンターはむらへ市内全域のパトロールを委託し、引き続き、放火等による火災の予防に取り組みます。	防災安全課
パトロール活動の支援	○年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間等を通じて、各関係機関及び市民主体による各団体と協力・連携し、放火等の抑止に向けて、パトロール活動を支援していきます。	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによる	○徒歩や自転車、犬の散歩時におけるパトロール及び青色回転灯を装着したパトロールカーによる市内全域のパトロールを実施するとともに、他の団体や関係機関等と連携の強化を図りながら、放

パトロールの実施	火等による火災の予防に取り組みます。
市や関係機関等の活動への参加・協力	○市や関係機関、地域の団体等が行っているパトロール活動等への参加・協力を努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
地域のパトロール活動等への協力	○事業者は、市、関係機関、各種団体等が行う地域のパトロールへの参加・協力を努めます。

【施策4】地域における自主的な活動に対する支援

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
地域におけるパトロール活動の支援	○各地域においてパトロール活動に取り組む市民や各種団体に対し、パトロール活動に必要な物品の貸与（ベスト等）や情報提供を行い、火災予防活動を支援します。	防災安全課

【施策5】生活安全（火災予防）の確保のための環境整備

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
市の施設の安全確保	○市の施設で、火災を起こさないようにするため、施設の安全確保及び施設周辺の環境整備に取り組みます。	各 課
消防体制・設備の充実	○各分団に配備された消防ポンプ自動車や災害活動用装備品の更新を行い、消防活動の充実を図ります。 また、防火水槽、消火栓等を整備して、消防水利の充足率を維持します。	防災安全課
空き家対策の実施	○各関係機関と連携・協力して、空き家対策を実施し、放火等の火災予防に努めます。	都市計画課

駅周辺等の火災 予防対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○福生警察署に対して、放火等の取り締まり強化を要請していきます。 ○各関係団体と協力・連携し、駅周辺における交通安全に向けたパトロールを実施します。 	防災安全課
--------------------	---	-------

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
消火栓・消火器点 検の実施	○町内会・自治会単位で組織されている自主防災組織において、区域内の消火栓・消火器等の点検を行うなど、緊急時へ対応できる環境整備に努めます。
自宅（地域）の安 全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○火災を起こさないようにするため、自宅（地域）の防火対策及び地域と自宅周辺の環境整備に努めます。 ○火災報知器の取り付けなど、住宅への火災予防対策に努めます。
空き家対策の実 施	○地域での空き家状況について、行政等への情報提供に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
事業所・施設の安 全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○火災を起こさないようにするため、事業所や施設の防火対策及びその周辺の環境整備に努めます。 ○センサーライトの取り付けなど、事業所の放火対策に努めます。
空き家対策の実 施	○空き家対策について、市と連携し、情報の共有化に努めます。
緊急駆け込み場 所の提供	○被害者の救済に対して、緊急駆け込み場所として、事業所を提供します。

D 土地等管理者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
所有または管理 する土地等の安 全対策の実施	○所有または管理する土地、建物その他の工作物について、火災を起こさないようにするため、防火対策を講じるとともに、周辺の安全確保のための環境整備に努めます。

【施策7】情報伝達の仕組みづくり**A 市の取り組み**

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
情報伝達の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○福生消防署等の関係機関と連携・協力し、地域での火災予防に関する活動に取り組む市民、事業者、各種団体等に対し、的確な情報提供ができるよう取り組みます。 ○社会状況の変化に合わせて情報伝達の仕組みを定期的に見直します。 ○NPO法人市民パトロールセンターはむらとの連携及び情報の共有により、より広く情報提供ができる仕組みをつくります。 	防災安全課
緊急情報伝達マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急情報については、情報を迅速かつ正確に伝えることが求められることから、緊急情報の取扱い及び伝達についてのマニュアルの作成に取り組みます。 	防災安全課

B 市民等の取り組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO法人市民パトロールセンターはむらを拠点とした情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人市民パトロールセンターはむらが独自に収集した情報については、市や関係機関と連携して、可能な範囲内で発信していきます。 ○NPO法人市民パトロールセンターはむら等で独自に収集した情報を、情報の交換を希望する団体に対し伝えます。
メール配信サービスへの登録の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○市が行っているメール配信サービスに登録し、放火等の情報の収集に努めます。

4 計画を推進するために

【羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議の設置】

生活安全に関する施策を総合的に推進するためには、この計画に基づく市・市民・事業者・土地等管理者それぞれの取組みの内容や実施状況について、関係機関及び各団体等が情報を共有化することが必要不可欠です。そのうえで、それぞれの効果や実施方法について検討し、より効果的、効率的な取組みを一体的に推進していくための組織体制を整備する必要があります。こうしたことから、本計画を推進していく組織として、次のような「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」（以下「推進会議」といいます。）を設置しています。

（１）推進会議の役割

推進会議の役割は次のとおりとします。

- ① 生活安全に関する各団体の取組みや活動内容、生活安全に関する情報等の共有化
- ② 羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画に基づく施策の検討及び推進
- ③ 生活安全に関する情報提供の仕組みづくり
- ④ 市が実施する施策、事業等への協力

（２）推進会議の組織

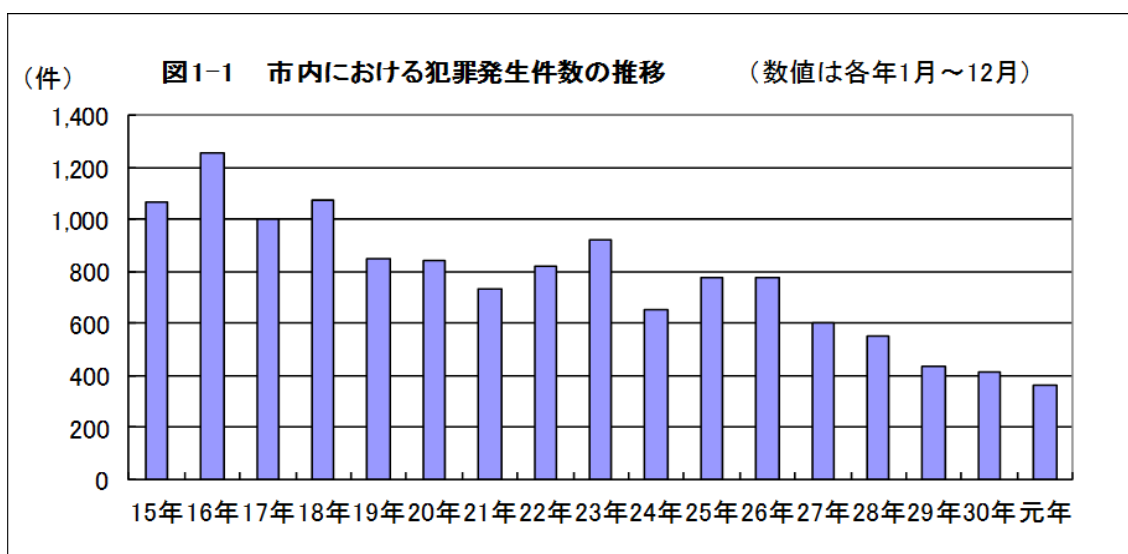
推進会議の組織は、その役割を踏まえ、

- ・生活安全に関する情報を実際に発信したり受信したりする機関、施設
- ・パトロール活動をはじめ、生活の安全を守る活動を行っている団体・組織の代表者等を中心に、学識経験者や公募市民を含め、各方面で生活の安全に関する活動を行っている団体・個人により組織されるものとします。

■資料編 羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況

1 犯罪の発生件数の推移

平成 15 年から令和元年の市内における犯罪発生件数の推移は、次の（図 1-1）とおりです。平成 16 年の 1, 258 件をピークに、年々減少し、令和元年の犯罪発生件数は 362 件となっています。



これを主な犯罪の種別ごとにみると、侵入窃盗（空巢、出店荒らし、事務所荒らし等）と非侵入窃盗（自転車盗、車上ねらい、ひったくり等）の発生件数の推移は、次ページの市内における侵入窃盗の発生件数の推移（図 1-2）、市内における非侵入窃盗の発生件数の推移（図 1-3）のとおりで、両者とも平成 16 年をピークに減少傾向にあります。

【参考】警視庁統計 犯罪種類

●刑法犯 6種類（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）

※窃盗犯のうち、手口により侵入窃盗、非侵入窃盗に分類

侵入窃盗（金庫破り、学校荒し、事務所荒し、出店荒し、空巢、忍込み、居空きなど）

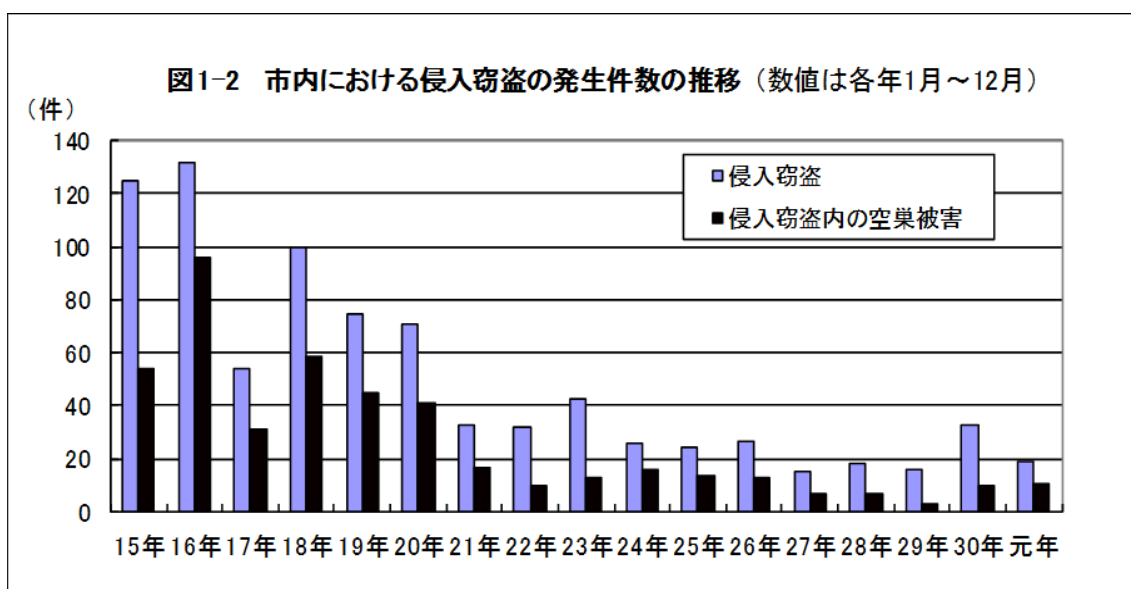
非侵入窃盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、自販機ねらい、工事場ねらい、すり、ひったくり、置引き、万引きなど）

●特別法犯（覚せい剤取締法違反、出入国管理法違反、銃刀法違反など）

■侵入窃盗（空巢、事務所荒らし、出店荒らし等）

平成 15 年から令和元年の侵入窃盗の発生件数は、次の（図 1-2）のとおりです。平成 16 年の 132 件をピークに減少傾向となっています。令和元年の発生件数は 19 件となっており、内訳は空巢 11 件、出店荒らし 4 件、忍び込み 2 件、居空き 1 件、その他 1 件となっています。

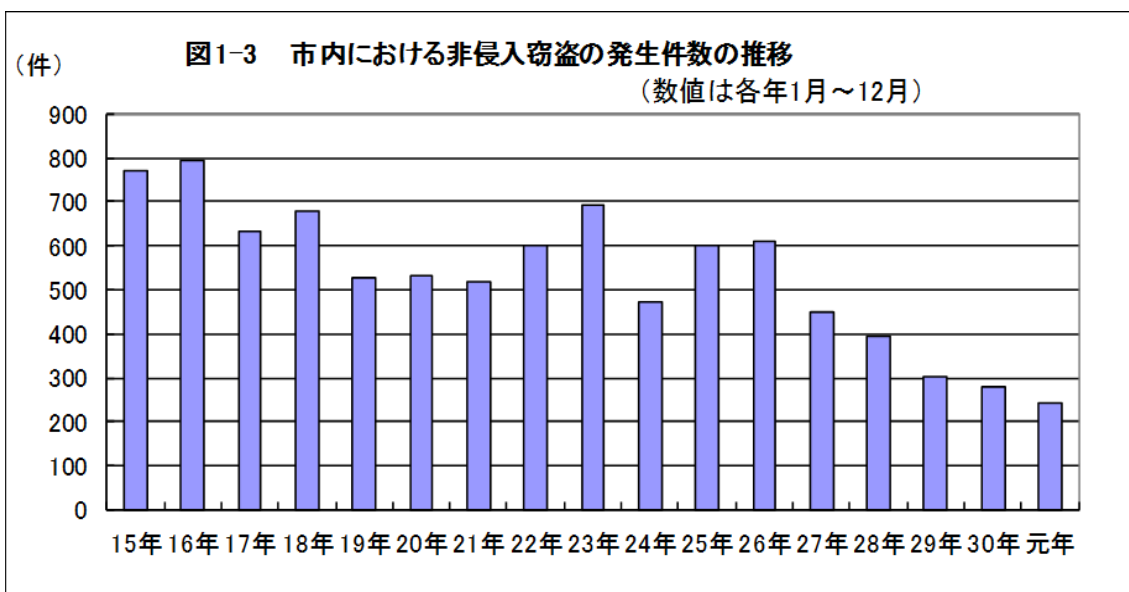
また、平成 15 年から令和元年の侵入窃盗の発生件数の累計で、一番割合の高いものは空巢によるもので、空巢による被害が全体の半数以上となっており、次に出店荒らし、事務所荒らし、忍び込みが続いています。



■非侵入窃盗（自転車盗、車上ねらい、ひったくり等）

次に、平成 15 年から令和元年の非侵入窃盗の発生件数は次ページの（図 1-3）のとおりです。平成 16 年の 794 件をピークに、その後は 400 件から 700 件の間で推移していましたが、平成 28 年以降は 400 件以下に減少しています。令和元年の発生件数は 245 件となっており、内訳は自転車盗 135 件、万引き 28 件、車上ねらい 14 件、オートバイ盗 8 件、置引き 2 件、工場ねらい 2 件、すり 1 件、その他 55 件となっています。

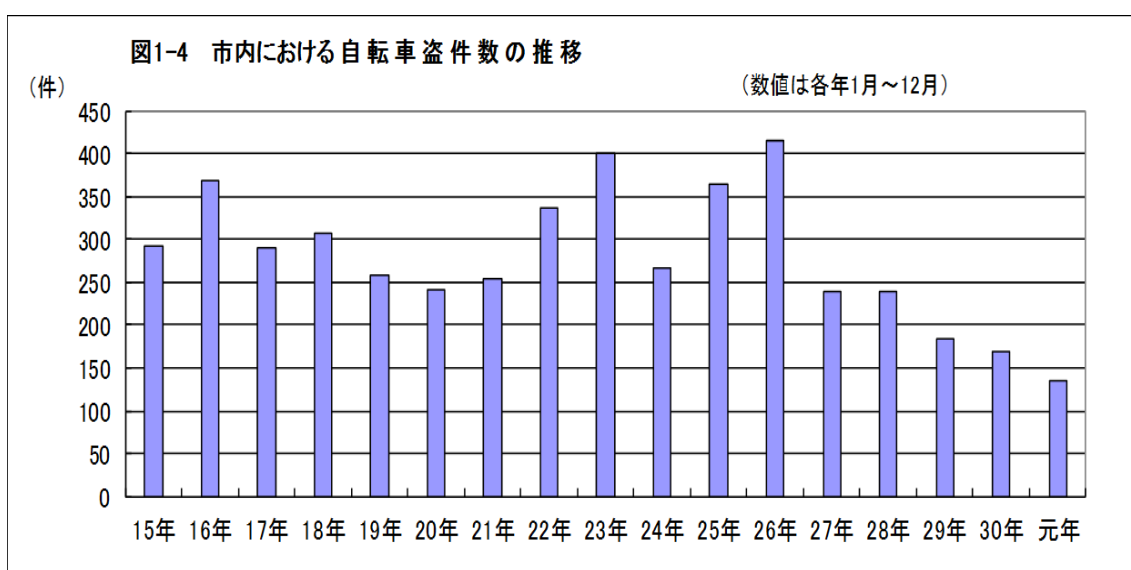
また、平成 15 年から令和元年の侵入窃盗の発生件数の累計で、一番割合の高いものは自転車盗によるもので、全体の半数以上となっており、次に車上ねらい、万引き、オートバイ盗が続いています。



■自転車盗について

平成15年から令和元年の自転車盗の件数は、次の(図1-4)のとおりです。令和元年の発生件数は、135件となっています。平成15年から平成26年は、250件から450件の間で増減を繰り返し推移していましたが、平成27年以降は250件以下に減少しています。

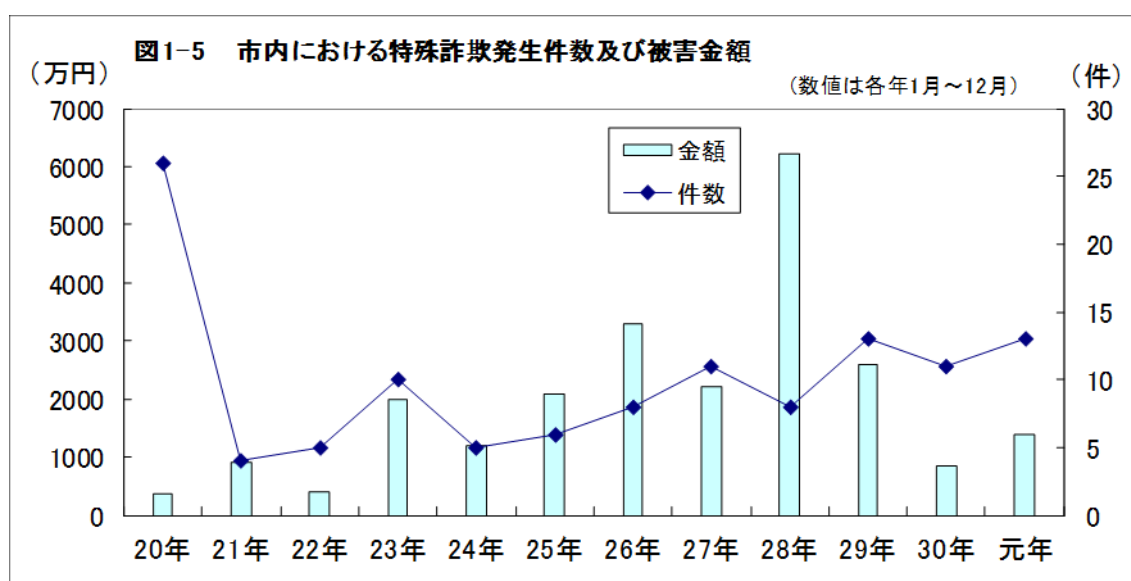
また、福生警察署管内の他の自治体に比べ、市内における自転車盗の発生件数が多くなっています。令和元年の福生警察署管内の自転車盗の総数は384件で、内訳は福生市127件、羽村市135件、あきる野市87件、瑞穂町35件となっています。



■特殊詐欺について

平成 20 年から令和元年の市内における特殊詐欺の発生件数の推移は、次の（図 1-5）のとおりです。平成 28 年をピークに被害金額は減少したものの、認知件数は増加傾向にあります。令和元年の認知件数は 13 件、被害金額は 1,387 万円となっています。

近年、全国的に特殊詐欺の被害が後を絶たず社会問題となっています。これは、特殊詐欺が、「オレオレ詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」等、手口が多様化・巧妙化しているという背景があります。

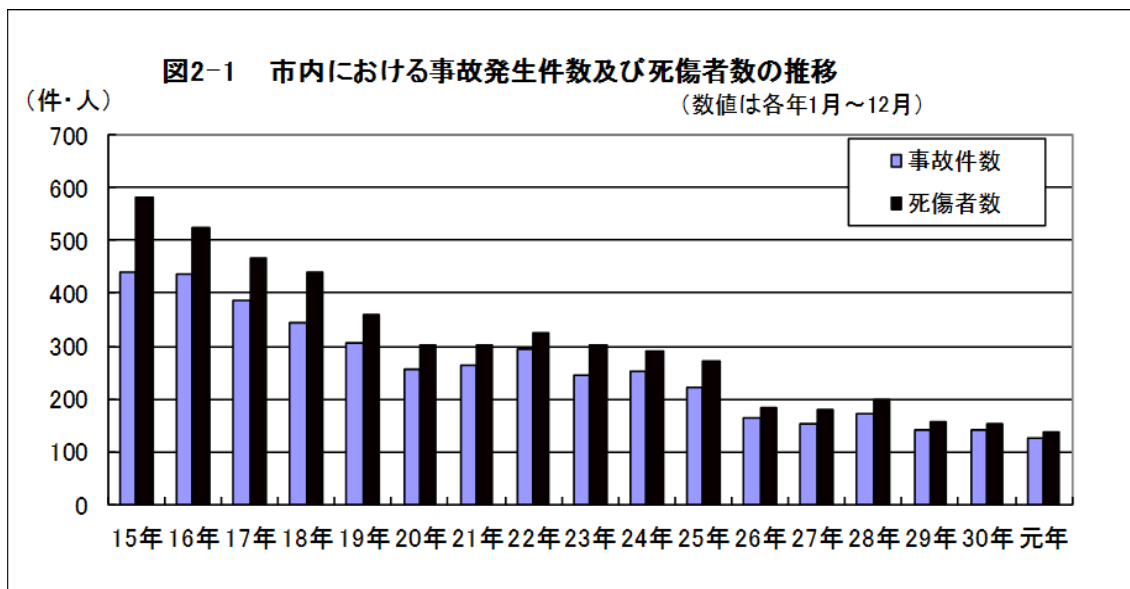


【参考】警視庁公式サイト 特殊詐欺の種類（10種類）

オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺等

2 交通事故の発生件数等の推移

平成 15 年から令和元年の交通人身事故の発生件数及び負傷者数の推移については、次の（図 2-1）のとおりです。



平成 15 年から令和元年の市内における交通人身事故の年間発生件数の推移を見ると、平成 15 年の 439 件をピークに減少傾向にあり、平成 29 年は 143 件、平成 30 年は 142 件、令和元年は 126 件となっています。

また、平成 15 年から令和元年の交通人身事故による死傷者数の推移についても、発生件数と同様の推移を示しており、平成 15 年の 580 人をピークに減少傾向にあり、平成 29 年が 155 人、平成 30 年は 153 人、令和元年は 136 人となっています。

平成 15 年から令和元年の人身事故発生件数及び死亡者、重傷者、軽傷者数の内訳については、次の（表 2-1）とおりです。

表 2-1 (数値は各年 1 月～12 月)

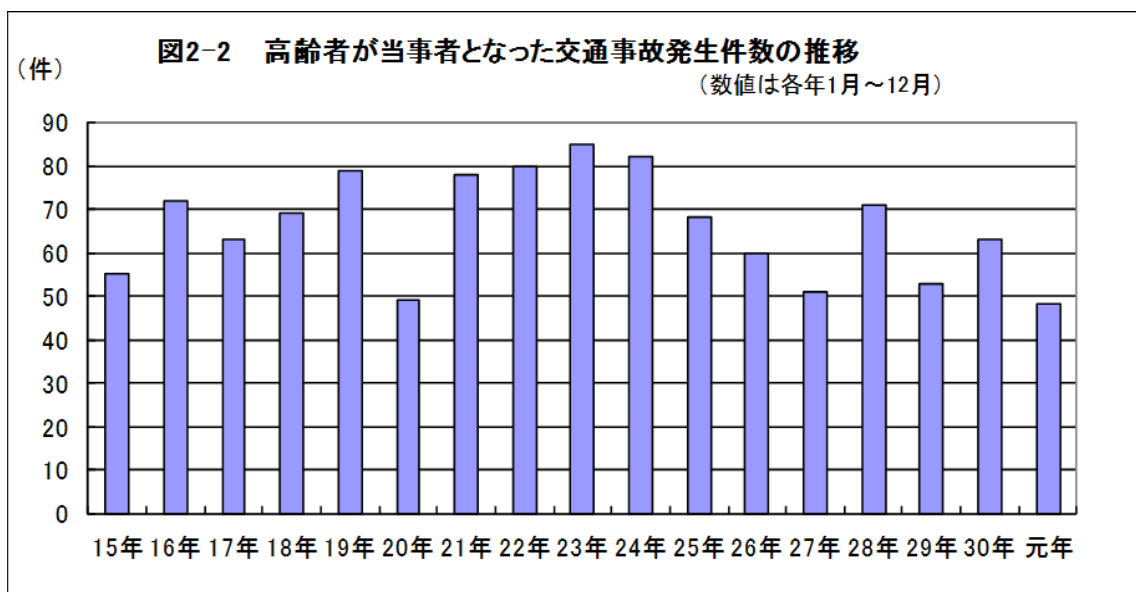
年次	人身事故 発生件数・死傷者数内訳						合 計	
	死亡事故		重傷事故		軽傷事故			
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
15	3	3	14	14	422	563	439	580
16	1	1	12	12	424	512	437	525
17	2	2	7	7	376	458	385	467
18	1	1	3	3	340	436	344	440
19	1	1	3	4	304	356	308	361
20	0	0	1	1	257	302	258	303
21	1	1	3	3	261	300	265	304
22	2	2	1	1	291	323	294	326
23	2	2	0	0	274	302	276	304
24	1	1	0	0	250	289	251	290
25	1	1	2	5	220	266	223	272
26	2	2	0	0	162	183	164	185
27	0	0	2	2	150	179	152	181
28	1	1	1	2	169	195	171	198
29	0	0	0	0	143	155	143	155
30	0	0	3	3	139	150	142	153
元年	0	0	6	6	120	130	126	136
合 計	18	18	58	63	4,302	5,099	4,378	5,180

市内の交通事故件数・負傷者数は減少傾向にある一方で、高齢者の事故や自転車による事故が問題となっています。

■高齢者が当事者となる事故

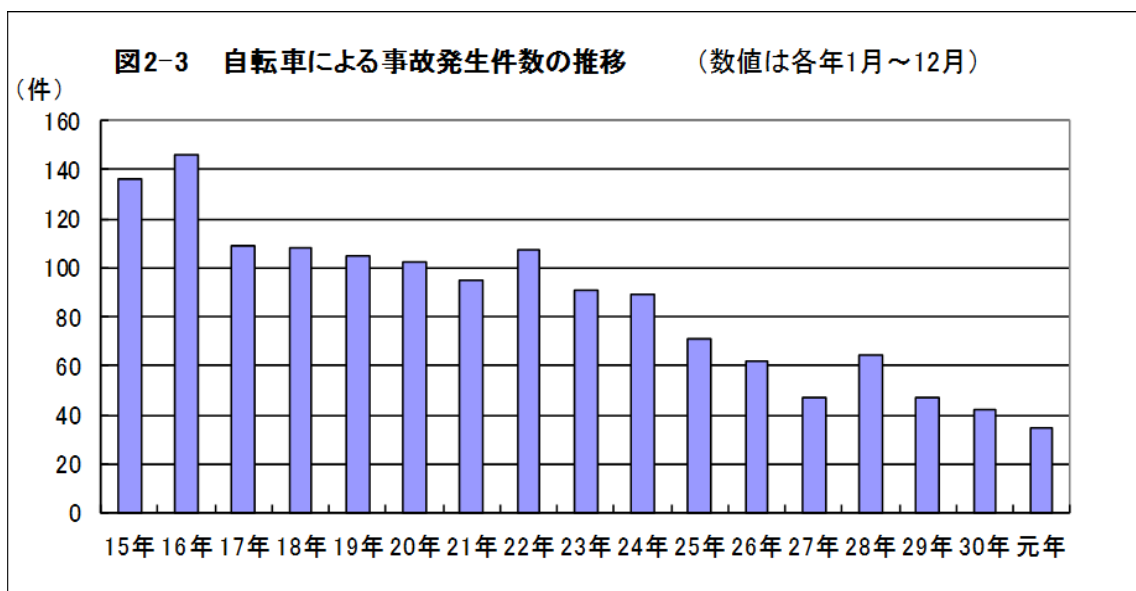
平成 15 年から令和元年の市内における高齢者（65 歳以上）が当事者となった交通事故の発生件数は、次ページ（図 2-2）のとおりです。

高齢者（65 歳以上）が当事者となった交通事故については、概ね 40 件から 90 件の間を増減しながら推移しています。平成 29 年は 53 件、平成 30 年は 63 件、令和元年は 48 件となっています。



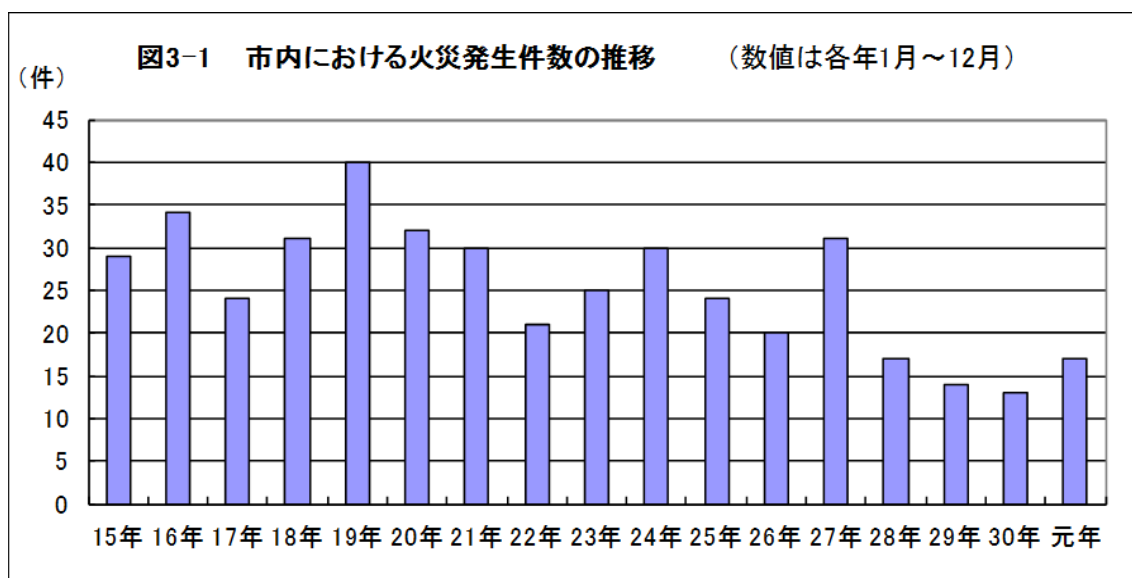
■自転車による事故

平成15年から令和元年の市内の自転車による交通事故の発生件数の推移は、次の(図2-3)のとおりです。平成16年の146件をピークに減少傾向にあり、平成29年は47件、平成30年は42件、令和元年は35年となっています。



3 火災の発生件数の推移

平成15年から令和元年の市内における火災発生件数の推移は、次の（図3-1）のとおりです。平成27年度まで年間概ね20件から40件の火災が発生していましたが、平成28年以降は減少に転じ、年間20件以下に減り、令和元年は年間17件となっています。



■火災発生原因

市内における火災原因別発生件数については、次の（表3-1）のとおりです。放火（疑いも含む。）によるものが最も多く、平成15年から令和元年の間で159件となっており、発生した火災の38%を占めています。次に、電気関係のトラブルによる火災が82件（19%）、ガス器具による火災が47件（11%）となっています。

表3-1 市内における火災原因別発生数一覧 (数値は各年1月～12月)

年次	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	合計
放火・疑い	11	13	10	11	25	14	14	8	5	8	14	7	8	6	1	0	4	159
たばこ	0	4	4	2	3	1	0	4	4	4	1	1	2	2	3	3	1	39
ガス器具	3	2	1	5	4	1	8	3	3	7	1	2	3	1	0	2	1	47
火遊び	2	4	1	3	0	0	2	1	2	0	0	0	2	0	1	0	0	18
電気関係	6	5	5	7	7	5	2	1	4	8	5	6	8	3	4	4	2	82
間接雷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	6	3	3	1	3	4	4	7	3	3	4	8	5	5	4	9	79
火災発生件数	29	34	24	31	40	24	30	21	25	30	24	20	31	17	14	13	17	424

第五次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画

(令和3年4月～令和6年3月)

令和〇年〇月発行

発行 羽村市

編集 羽村市市民生活部防災安全課

〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111 (内) 215・216

FAX 042-554-2921

市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

防災安全課メールアドレス s106000@city.hamura.tokyo.jp